

国土交通大臣 石井 啓一 様

違法民泊物件の仲介の防止に向けた措置等について（要望）

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が本年6月15日に施行されたところですが、依然として住宅宿泊仲介業者はホームページにより違法民泊物件を掲載しています。

先般、国土交通省、厚生労働省及び内閣府より「住宅宿泊仲介業者の取扱物件に関する照会について（依頼）」において提供されたリストを自治体を確認した結果、所在地が不明な物件や架空の届出番号が記載された物件が数多くあったことから、実態として住宅宿泊仲介業者による仲介物件の適法性の確認が十分に行われていないと言わざるを得ません。このような状況下では、新たな違法民泊物件を仲介サイトに掲載することが可能であり、自治体が継続して違法民泊対策を行ったとしても、違法民泊を一掃することはできません。

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第39条第2号の規定では、「宿泊のサービスを提供する者と取引を行う際に、当該者が法第3条第1項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為」が禁止行為とされています。

つきましては、住宅宿泊仲介業者が民泊物件を仲介サイトに掲載する際には、営業者に許可書等の提示を求めるとことや、自治体ホームページで適法施設の一覧を確認する等、実効性のある方法で住宅宿泊仲介業者自らが確認を行うことについて厳正な措置を講じられるよう要望します。

平成30年9月5日

大阪府知事 松井 一郎

大阪市長 吉村 洋文

堺市長 竹山 修身

枚方市長 伏見 隆

八尾市長 田中 誠太